

議会基本条例		項目	実施状況	課題・その他
第1条	(目的)			
第2条	(議会の活動原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。			
(1)	公平性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。	議会傍聴	・議会傍聴について、議会だより等により呼びかけを行った。	・議会報告のあり方については引き続き検討する。
		視察内容	・視察内容を可視化し、市民とその成果等を共有するため、行政視察報告書を公開している。	・今後は、視察の目的や得られた知見、そこから見えてきた課題、さらには市政への提言へと至る一連の流れを、市民にとって分かりやすく整理した報告書とするため、共通のフォーマットをバージョンアップし検討していく。
		かりんちゃんねる・YouTube等	・定例会において代表質問、一般質問のかりんちゃんねるの放送・YouTubeによる配信。	・定例会で行われる代表質問・一般質問について、かりんちゃんねるやYouTube配信を、より多くの市民の皆さまにご覧いただけるよう、分かりやすい広報に取り組みを検討していく。 また、各議員がそれぞれのSNSを活用し、配信の案内や見どころの発信を行うことで、議会の情報が身近に届くよう工夫していきます。
		傍聴者への配慮	・傍聴申し込み記入用紙への記載について男女の記入を削除。	・ご意見をいただいた件への対応。
		各種研修	・岩崎議会改革アドバイザーより「議員の資質向上と市民のための議会改革の実現」2日間にわたり議員研修会を開催（2月7日・8日）。 ・岩崎議会改革アドバイザーより「議員の資質向上と市民のための議会改革の実現」2日間にわたり議員研修会を開催（9月27日・28日）。 ・株式会社キャリア支援 公務員研修センター代表 高島直人「ハラスメント根絶に向けた議員の意識改革」を開催（10月27日）。 ・岩崎議会改革アドバイザーより「議員の資質向上と市民のための議会改革の実現」2日間にわたり議員研修会を開催（11月23日・24日）。	岩崎議会改革アドバイザーによる「議員の資質向上と市民のための議会改革の実現」をテーマとした複数回にわたる議員研修会の開催や、外部講師を招いたハラスメント防止に関する研修を実施し、議員一人ひとりの意識向上と議会全体の改革に取り組んできた。 研修で得た知識や気づきを一過性のものとせず、議会運営や委員会活動、議員の行動にどのように反映していくかが重要である。具体的には、研修内容を踏まえたルールや運用の見直し、共通認識の整理、継続的な振り返りの仕組みづくりが求められる。 ハラスメントの根絶に向けては、研修の実施にとどまらず、日常の議会活動において互いに注意を払い合い、問題が生じた場合には早期に共有・対応できる環境を整えることが必要である。 今後も、外部有識者の知見を積極的に取り入れながら、議員の資質向上と市民に信頼される議会の実現に向け、継続的かつ実効性のある議会改革を進めていく。
		manifestoスイッチ	・各議員全員のmanifestoスイッチをHPに掲載（4月）。	更新について検討を行っていく。
		審議結果	・常任委員会の審議結果をHPに掲載（9月）。	3月議会終了後掲載方法検討。
		政務活動費	・政務活動費の公開を実施（4月）。	継続実施。
		議長交際費	・毎月15日以降公開、議長交際費の公開を実施。	継続実施。
		主権者教育	・主権者教育、議場の活用を目的に予定（11月）していたが延期。	主権者教育を議場の活用を研究し来年度実施予定。
	議会だよりモニター会議	・議会だよりモニター会議を実施した（1月31日・7月25日、市役所、参加者各7名）。 ・市民との意見交換会「議員と語っちゃオ!!」を開催し「子育て安心、暮らしやすい街へ」「観光と地域の元気づくり」「地域の声を形に」の3つのテーマについて、意見交換を行った（11月8日、諏訪市総合福祉センター、参加者20名）。	・幅広い市民の意見を把握するため、さらに開催日時、開催方法について研究する。	

(2)	市民の多様な意見を把握し、政策に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。	市民との意見交換「語っちゃオ」	・市民との意見交換会「議員と語っちゃオ!!」を開催し「子育て安心、暮らしやすい街へ」「観光と地域の元気づくり」「地域の声を形に」の3つのテーマについて、意見交換を行った（11月8日、諏訪市総合福祉センター、参加者20名）。	来年よりPDCAサイクルについての展開を仕組みづくりを協議しながら実施していく。
		市民団体との意見交換	・保護司会と意見交換会。	今後も各種団体との意見交換会を計画していく。
		報酬審議	・報酬関連で、各種団体（PTA・高校生、商工会議所等）を実施。	次回改選後に実施。
		議場の活用	・令和7年3月城南小学校6年1部・3部が議場で学習発表を実施。	議場の活用を計画を行い実行していく。
(3)	把握した市民の多様な意見をもとに政策提言及び政策立案の強化に努めること。	政策提言	・各常任委員会で具体的なテーマを決め、協議・政策提言へつなげるとともに、各議員が一般質問を通して課題解決に努めている。 ・総務産業委員会では『「市民の命をまもる、防災・減災への取組の強化」に向けた提言』を市長に提出した（2月25日）。	・各常任委員会におけるテーマ設定から協議、政策提言に至るプロセスをより明確化し、委員会での議論が具体的な政策形成や執行部の施策に着実に反映される仕組みを構築することである。あわせて、政策提言後の進捗確認や検証を行い、その成果や課題を一般質問等を通じて市政へ声を届け実現していく。
(4)	市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	常任委員会	・常任委員会で、議案ごとに審査を適正な監視・評価をしている。	・今後、更なる監視・評価の方法等について、調査・研究する。
(5)	市民の参画の意欲が高まるよう、分かりやすい視点及び方法による議会運営を行うこと。	議会だより	・議会だよりモニターの意見を尊重し専門用語の解説を加え、市民に分かりやすい紙面づくりに努めている。	・今後ご意見をいただきながら紙面づくりに努めていく。
		HP	定例会・議会スケジュールの連続更新（年6回）。 ・定例会中継・録画の案内更新。 ・「すわ市議会だより 2025」の新号公開と内容掲載。 ・議員研修会やペーパーレス会議システムの導入関連情報。 ・議会要覧の新規掲載。	・今後の議会の情報発信・議会改革での取組を発信していく。
第3条 （議員の活動原則） 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。				
(1)	議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。	意見集約	・全議員の意見集約を図るため、委員会審査及び協議の過程を会派等に戻して議論する仕組みがある。	
		議員間討議	・12月定例会において、各常任委員会では議員間討議を行い、自由に意見交換ができるように努めた。 ・議会としての意思形成の質を高めることを目的として、単なる賛否確認ではなく、論点の明確化課題の掘り下げや見落とされがちな視点の共有をしていく。	・委員会における議員間討議の実践を通じて、そのルールや仕組みの検証を行っている。 ・来年度の正式運用を見据え、試行を重ねながら、議員間討議の定義や運用ルールの整理・明確化を進めている。
		議員活動事例	・各議員は、幅広く市民の意見を聴いて議員活動にいかしている。 ・市政報告会の実施による意見交換。 ・各地区行事への来賓参加を通じた地域課題の把握。 ・区長会等への出席や、アドバイザーを交えた意見聴取。 ・諏訪湖アダプト事業への参加による環境保全への理解深化。 ・手話講習会への参加を通じた共生社会への理解向上。 ・各種ボランティア活動への参加。 ・小中学校・保育園行事への出席を通じた教育・子育て現場の把握。 ・これらの活動を通じて得られた市民の声や現場の実情は、一般質問、委員会審査、政策提言などの議会活動に反映されている。	・議員個々の活動が市民に十分伝わっていない面もあることから、今後は各議員の市政報告会の充実や情報発信の工夫などを通じて、市民との双方向の対話をより一層深めていくことが課題である。

(2)	市政の課題全般について市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行うこと。	研修	<ul style="list-style-type: none"> ・「議員の資質向上と市民のための議会改革の実現」を目指し、自主的な勉強会を複数回行うとともに、引き続き岩崎議会改革アドバイザーを委嘱した(4月14日)。 ・「ハラスメント撲滅と防止に向けて&皆さんからいただいた課題解決に向けて」について研修を行った(2月7日・8日)。 ・「諏訪市議会における質問力の向上!」「皆さんからいただいた課題解決に向けて」について研修を行った(9月27日・28日)。 ・「ハラスメント根絶に向けた議員の意識改革」についての研修会を開催した(10月27日)。 ・「政策提言と委員会活動の強化」について研修及びグループワークを行った(11月23日・24日)。 	<p>諏訪市議会における「自主的な勉強会」とは、議員自らが議会運営や政策形成上の課題を共有し、必要に応じて外部講師や議会改革アドバイザーの助言を得ながら、議員間の意見交換やグループワークを通じて、実践的な知識及び能力の向上を図るために主体的に行う学習・研修活動をいう。</p> <p>具体的には、ハラスメント防止や政治倫理の確立、質問力の向上、政策提言力の強化など、議会として共通認識が必要なテーマを設定し、講義形式の研修に加え、議員同士による意見交換、事例共有、グループワークを行うことで、日常の議員活動や委員会運営に活かすことを目的として実施している。新たなテーマを設定し取り組んでいく。</p>
(3)	議会の構成員として、一部団体及び地域の代表の視点にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	<p>議会だよりモニター会議</p> <p>講習・スキル向上</p> <p>市民との意見交換「語っちゃオ!!」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりモニター会議を実施した(第2条(2)前)。 ・タブレット端末やペーパーレス会議システムを導入し、使用に当たり議員間で講習会を開催した(12月19日)。 ・市民との意見交換会「議員と語っちゃオ!!」を開催した(第3条(2)前)。 ・市民との意見交換会「議員と語っちゃオ!!」開催後、各グループに別れ、今後の対応を検討した(12月19日)。 	<p>第2条(2)前)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度は、ZOOM等のオンラインツールを活用したミーティングを積極的に取り入れ、委員会における事前の意見交換や論点整理を行うことで、審査及び議論の一層の充実と質の向上を目指す。 <p>「議員と語っちゃオ!!」は、市民と議員が直接意見交換を行う機会として実施してきたが、今後は、そこで寄せられた市民の声を、議会としての政策形成や提言へ確実につなげていく仕組み(フロー)を構築していく。</p> <p>具体的には、まず、「議員と語っちゃオ!!」において市民から出された意見や提案、課題について、議員間で共有し、内容の整理を行う。</p> <p>次に、整理された意見等を所管する委員会に報告し、委員会において課題の整理や論点の明確化を行う。</p> <p>その後、委員会として調査・検討を進め、必要に応じて政策提言として取りまとめる。</p> <p>さらに、委員会での検討結果や政策提言を踏まえ、会派要望として市長等に提出するほか、代表質問や一般質問を通じて、市政全体の課題として議会の場で取り上げる。</p> <p>最終的に、これらの検討結果や議会としての対応については、市政報告会や議会広報等を通じて市民に還元し、再び意見交換につなげることで、市民の声が循環する仕組みを構築していく。</p>
第4条 (グループ(会派))				
	議員は、議会活動を行うためにグループ(会派)を結成することができる。	グループ(会派)	<ul style="list-style-type: none"> ・新政すわ、市民第一の2グループ(会派)が結成されている(1月から4月)。 ・改選後、新政すわ、結、日本共産党諏訪市議団の3グループ(会派)が結成されている(5月から12月)。 	
2	グループ(会派)は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。	政策	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の考えから市に対して、代表質問や要望活動などを行っている。 ・新政すわ：諏訪地域の製造業へ視察研修を行い代表質問、一般質問、要望を行っている。市長へ施策に対する要望を提出した(11月7日)。 ・日本共産党諏訪市議団：市長へ26年度予算と施策に対する要望を提出した(12月4日)。 	
3	グループ(会派)は、政策の立案、提言等を行うための調査研修を積極的に行うものとする。	調査	<ul style="list-style-type: none"> ・目的；諏訪地方の製造業の現状と強みを現地で確認し、工場見学を通じて、技術継承や人材育成、地域産業の持続性について理解を深め、今後の施策検討に活かす。 ・新政すわでは、株式会社共進(諏訪市)、株式会社小松精機工作所(諏訪市)において視察研修会を実施した(7月17日)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度も、各会派にて実施計画をたてて行っていく。

	4	グループ(会派)は、必要に応じてグループ(会派)間で調整を行い合意形成に努めるものとする。	グループ(会派)間調整	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会等において合意形成をしている。 ・定例会ごとに合意形成を踏っている。 		
第5条 (議員間討議の充実)						
		議会の議長(以下「議長」という。)並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の委員長(以下「委員長」という。)は、議会が言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営し、合意形成に努めなければならない。	議論	<ul style="list-style-type: none"> ・議長並びに各委員長は、公平公正な運営を心掛け、それぞれの意見が出るように配慮をしている。 ・タブレット端末に協議資料の事前送付されることによって各議員が十分に準備したうえで意見を述べられる環境づくりに努めている。 ・委員会においてホワイトボードやスクリーンを活用し論点を可視化するとともに、協議資料を事前に送付・共有することで、各議員が十分に準備したうえで意見を述べられる環境づくりに努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の整理や意見の集約に時間を要する場面もあり、効率性の向上が課題となっている。今後は、資料等をデータで共有する仕組みを活用し、事前・会期中を通じて意見を集約しながら協議を進めることで、より効率的かつ活発な議論の実施を図ってきたい。 	
			協議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末及びスマートディスカッション(ペーパーレス会議システム)を導入(10月)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員間の操作習熟度の差に配慮し、必要に応じてフォローや見直しを行いながら、課題の洗い出しと改善を重ね、円滑かつ効率的な委員会運営につなげていく。 	
			共有	<ul style="list-style-type: none"> ・資料等ファイル共有を行い各議員とのICT活用による共通認識と機能強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共有アプリの活用の検討を随時行っていく。 	
	2	議員は、本会議及び委員会において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の議員の意見にも真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くさなければならない。	議員間討議	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な議論を行うため、自らの意見等を丁寧に話すとともに、相手に対し真摯に耳を傾けるよう努めている。 ・12月定例会中の各常任委員会において、議員間での討議の時間を設け、自由な討議を努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な価値観を尊重するとともに、発言の機会を増やし、十分な時間を確保するように努める。 	
第6条 (委員会の適切な運営)						
		議会は、社会経済情勢により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の適切な運営を図らなければならない。	委員会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会を適切に運営している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会での共通認識を再度行いフロー化し、対応力のアップを行っていく。 	
	2	委員会は、審査に当たって資料を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	傍聴	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会審査において、傍聴の許可をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施。 	
			HP	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の報告をHPに掲載し議案の審査内容、質疑、討論の内容を掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施を行ったばかりなので、継続的に検証していく。 	
			分かりやすい議論		<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告の基準を再構築している。わかりやすい議論となるよう展開を図る。 	
	3	委員会は、所管事務調査及び政策提言を積極的に実施し、その機能を十分発揮しなければならない。	政策提言	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条(3)の通り、総務産業委員会では、市長に提言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き行政視察等を行い、諏訪市の課題解決のため、政策提言を積極的に実施する。 	
			提言と調査のサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・課題に応じて実施する視察については、単なる情報収集にとどまらず、視察後の報告書作成や委員間での共有・検討を通じて、調査結果を提言へとつなげている。さらに、その提言内容を踏まえた追加調査や検証を行うことで、調査と提言が相互に循環する委員会活動となるよう努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政視察報告書についての、フォーマットの中身の展開方法についてフォーマットを検討していく。 	
第7条 (議会改革の推進)						
		議会は、時代の変化に対応した議会改革の取組を継続して推進するため、議員で構成する検討委員会を設置するものとする。	特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会を設置し実施している(1月9日より12月22日までの間に17回開催)。 		
			議会ICT化	<ul style="list-style-type: none"> ・議会ICT化の推進・タブレット端末の導入等を目指し、議会ICT化推進プロジェクトチームを発足させ検討をしながら、今後の活用について進めている。 		
			条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止条例策定に向けプロジェクトチームを発足させ実施している。 		
第8条 (議員の政治倫理)						

		議員は、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、公正かつ誠実を基本として、良心及び責任感を持って行動し、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。	研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・岩崎議会改革アドバイザーによる「議員ハラスメント」に関する研修会を受講した(第3条(2)前述)。 ・講演「ハラスメント根絶に向けた議員の意識改革」についてを受講(10月27日)。 ・これらの研修・講演を通じて、議員としての立場や権限が、意図せずとも相手に心理的圧力や不利益を与え得ることを改めて自覚しました。その結果、発言や態度、情報の扱いにおいて、これまで以上に公正性と慎重さを意識し、相手の尊厳を損なわない行動を心がけるよう努めていく事を認識した。今後も、議員ハラスメントの未然防止に努め、政治倫理の向上と確立につながる行動を実践していきたいと考えています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理を常に自覚した議会運営を行うため、来年度も引き続き、政治倫理に基づく研修を実施していく。
第9条	(災害時等における議会の活動)				
	議会は、地震、風水害、雪害その他の災害若しくは感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症をいう。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき(以下「災害時等」という。)は、議長を中心に、諏訪市議会災害対策会議を招集し、市内の被害状況等の共有を図り、かつ、市長等と情報の連携を行うことにより、適切な対応について協議し、市民の安全確保と被害の拡大防止に努めるものとする。	災害対応規定	<ul style="list-style-type: none"> ・諏訪市議会災害対応規程(諏訪市議会感染症対応規定)令和7年3月18日告示を行い議会としての市内の被害状況等の共有を図り市民の安全確保と被害の拡大防止に努めるための対応を規定した。 ・8/31の市役所地震総合防災訓練に合わせて訓練実施済み。 		
2	災害時等における議会の組織体制、議会及び議員の基本的役割並びに議会機能の継続及び回復に関し必要な事項は、議長が別に定める。	災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・諏訪市議会災害対応規程令和7年3月18日告示を行い議会としての市内の被害状況等の共有を図り市民の安全確保と被害の拡大防止に努めている。 		
第10条	(市民参加及び市民との連携)				
	議会は、積極的に議会の活動に関する情報公開を行うとともに、市民に対する説明責任を十分果たさなければならない。	議員と語っちゃオ!!	<ul style="list-style-type: none"> ・議員と語っちゃオ!!の開催やホームページ、議会だよりへの議会活動の掲載等を通じて情報公開を行い、議会として説明責任を果たすよう努めている。 		
		視察内容	<ul style="list-style-type: none"> ・視察内容を可視化し、市民とその成果等を共有するため、行政視察報告書を公開している(第2条(1)前述)。 	継続実施。	
		議員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・議員研修の内容等についても、積極的に公開している。 	継続実施。	
		議員マニフェスト	<ul style="list-style-type: none"> ・議員のマニフェストを公開した。 	議員マニフェストについて、改選後更新。	
2	議会は、人事案件を除き、原則として本会議、委員会その他の会議を公開するものとする。	本会議、委員会その他の会議を公開	<ul style="list-style-type: none"> ・会議は傍聴を認め公開している。 ・本会議の議事録についてはホームページで公開しており、代表・一般質問は行政チャンネル(かりんちゃんねる)及びYoutubeにて公開している。 ・委員会の議事録については、公開していないが、情報公開請求により開示が可能である。 	委員会の動画配信や議事録の公開(SNSの発信、委員会中継)について検討が必要である。	
3	議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情をした者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。	意見を聞く機会	<ul style="list-style-type: none"> ・請願及び陳情の審議に当たっては、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けている。具体的には、意見陳述の説明及びそれに対する質疑の時間として、おおむね30分程度を目安として実施している。 	継続実施。	
4	議会は、議案に対する各議員の表決の結果を公表しなければならない。	議会だより	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりにて公表している。 ・9月定例会よりHPでも賛否一覧公開している。 		
		HP	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会定例会 議案並びに請願・陳情の審議結果を各定例会毎公表している。 	継続実施。	
5	議会は、市民の意見を議会運営の改善、政策提言に反映させるため、意見交換会を毎年開催するものとする。	市民との意見交換「語っちゃオ」	<ul style="list-style-type: none"> ・「議員と語っちゃオ!!」を実施した(第2条(2)前述)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な年代、多様な方々と意見交換ができるよう開催方法の検討が必要。 ・進捗方法については今後検討していく。 	
第11条	(議会広報の充実)				

1	議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるため、すわ市議会だより、議会ホームページ等を活用し、わかりやすい議会情報の提供に努めるものとする。	紙面の構成表紙	・議会だよりモニターの意見を取り入れ、表紙に中学生の作品を掲載する等、より手に取ってもらえる紙面の構成に努めている。	・SNSを活用した更なる情報発信について、環境整備も含め検討する。
2	議会は、本会議の中継や録画放送など、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実にも努めるものとする。	中継	・LCV行政チャンネルによる議会テレビ中継を行っている。	・委員会の中継や録画放送等についても検討が必要である。
		代表質問・一般質問	・代表質問、一般質問については、録画中継動画(YouTube)にて視聴が可能。動画ページについては、議会だよりQRコード、ホームページにURLを掲載している。	・視聴率のアップ等の更なる広報活動の検討も必要。
第12条(市長等との関係の基本原則) 議会は、二元代表制に係る市長との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行うものとする。				
(1)	本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確に行うものとする。	質疑応答	・本会議における議員と市長等との質疑応答については、通告制度を活用し、事前に質問の趣旨や論点を整理した上で行うことにより、論点及び争点が明確になるよう努めている。また、答弁を通じて課題や考え方が明確になるよう、簡潔かつ分かりやすい質疑応答を心がけている。	・より丁寧かつわかりやすい議論等とするため、通告期限の前倒しも検討していく。
(2)	市長等は、議員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長長の許可を得て趣旨確認の発言をすることができるものとする。	趣旨確認	・行うことはできるが、市長等から趣旨確認の発言はなかった。	・今後反問権についての検討が必要。
(3)	議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確にし、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	ア 政策を必要とする背景	・各委員会に於いて資料の提出、説明がされ、議員からは質疑が行われている。	・継続実施。
	ア 政策を必要とする背景	イ 提案に至るまでの経緯		
	イ 提案に至るまでの経緯	ウ 他の自治体の類似する政策との比較検討		
	ウ 他の自治体の類似する政策との比較検討	エ 市民参加の実施の有無とその内容		
	エ 市民参加の実施の有無とその内容	オ 総合計画との整合性		
	オ 総合計画との整合性	カ 法令及び条例との関係		
	カ 法令及び条例との関係	キ 財源措置		
キ 財源措置	ク 将来にわたる効果及び費用			
ク 将来にわたる効果及び費用	ケ その他議会が必要と判断する事項			
ケ その他議会が必要と判断する事項				
(4)	議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前号の規定に準じて、市長等に対し分かりやすい施策別又は事業別の説明を求めるものとする。	施策別又は事業別の説明	・前号同様、説明を求めている。	・継続実施。
(5)	市長等の事務執行が適正かつ公平及び効率性をもって行われているかを監視し、評価するとともに、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。	監視し、評価	・実施している。 ・市長等の事務執行に対する監視・評価については、本会議における代表質問・一般質問、常任委員会での議案審査や所管事務調査、決算・予算審査等を通じて、継続的にやっている。	・継続実施。
第13条(議会の議決事件)				
1	地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件は、総合計画における基本構想とする。	基本構想	・令和3年第6回定例会において、議案第46号 諏訪市総合計画基本構想を定めるについてを議決した(令和3年12月16日)。	
2	議会は、議決事件を追加し、又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。	議決事件	・必要に応じ検討していく。	

第14条(議員研修の充実強化)				
	<p>議会は、議員の政策立案能力及び政策提言能力の向上のため、多様な研修の機会を設けるよう努めなければならない。</p>	行政視察	<ul style="list-style-type: none"> ・総務産業委員会において、高山市「駅周辺の一体整備について」、各務原市「DIY型空き家リノベーション事業について」、恵那市「誰もが使いやすい交通ネットワーク形成について」、大垣市「かわまちづくり・ウォーカーブルなまちについて」の視察を行った(11月12日～14日)。 ・社会文教委員会において、小野市「16ヵ年教育について」、加西市「STEAM教育について」、豊中市「図書館による一時保育」大阪市北区「こども本の森 中之島」の視察を行った(10月30日～11月2日)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政視察のあり方について各常任委員会で検討していく。 ・岩崎議会改革アドバイザーによる研修やハラスメントに関する研修の実施も検討していく。 ・タブレットを活用した分散視察研修を開催予定。
		議員研修	・第3条(2)前項。	
第15条(政務活動費)				
	<p>議員は、諏訪市議政務活動費の交付に関する条例(平成13年諏訪市条例第19号)の規定に基づく政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。</p>	政務活動費の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費については、条例の趣旨に基づき、市政に関する調査研究その他の活動を効果的に進めるために活用している。 ・具体的には、新聞や自治体情報誌の購読を通じて、国・県の動向や他自治体の先進事例等を継続的に把握し、市政課題の分析や一般質問、政策提言に反映している。 ・さらに、ICT化に対応した付属機器や事務所の通信費については、資料収集・情報整理・文書作成の効率化を図ることで、調査研究の質の向上と迅速な議会活動につなげている。 	・今後とも、政務活動費のあり方について調査・研究をしていく。
2	<p>議員は、政務活動費の適正な執行に努め、その用途については市民に対して説明責任を負う。</p>	政務活動費の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・使途等を報告し、政務活動費収支報告書についてホームページに公表している。 ・令和7年(6年度分)より、政務活動費における領収書の公開を行い、より説明責任を果たすよう努めている。 	・継続実施。
3	<p>議員は、政務活動費を活用した調査研究その他の活動の結果について、議長に報告するとともに、議会活動の場に生かしていくよう努めなければならない。</p>	議長への報告	・政務活動費収支報告書を作成し報告するとともに、議会活動の場にいかすよう努めている。	・継続実施。
4	<p>議長は、政務活動費の全ての支出の証拠を明確にし、公表するとともに、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。</p>	政務活動費の支出の証拠	<ul style="list-style-type: none"> ・使途および証拠を報告し、ホームページに公表している。 ・令和7年(6年度分より政務活動費における領収書の公開を行っている。 	・継続実施。
第16条(議員定数)				
1	<p>議員定数は、諏訪市議會議員定数条例(平成12年諏訪市条例第26号)で定める。</p>	定数	・議員定数は条例で15名に定められている。	<p>定員数の状況</p> <p>諏訪市約47,997人15名約 3.13人 茅野市約56,500人18名約 3.19人 岡谷市約47,038人18名約 3.83人 人口1万人あたりの議員数と比較し適正と判断。</p>
2	<p>議会は、前項の議員定数を改正しようとするときは、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、広く市民の声を聴取し、議会の機能を果たすために必要な数とするものとする。</p>	定数改正	・現在、改正の予定はない。	
第17条(議員報酬)				
	<p>議員報酬は、諏訪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年諏訪市条例第28号)で定める。</p>	議員報酬	・議長:456,000円 副議長:388,000円 議員:349,000円。	<p>岡谷市 465,000円 396,000円 353,000円 茅野市 435,000円 364,000円 332,000円 ほぼ同水準。</p>
2	<p>議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、市政における議員の職務及び職責を十分に考慮するとともに、多様な人材が議員として活動できる環境整備の観点も踏まえ、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮して定めるものとする。</p>	議員報酬	・市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮して定めるものとしている。	

	3	議員報酬の改正を委員会又は議員から提案する場合は、市民の意向を十分に把握した上で、本市の実情にあった議員報酬を検討し、明確な改正理由を示すものとする。	改正理由	・市民、団体との意見交換会を開催した上で、実情にあった議員報酬を検討し、報酬審議会に諮問した。 ・現状維持との回答をいただいた。	
第18条 (情報通信技術の活用)					
		議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。	情報通信技術	・議会ICT化の推進によりタブレット・ペーパーレス会議システムの導入により機能強化を開始した(10月23日)。	・ロードマップの展開を図り、前倒しの検討を行う。
	2	議会は、災害時等やむを得ない事由により議員が議事堂等に参集することが困難であると認めるときは、その状況に応じた情報通信技術を積極的に活用し、議会活動の継続を図るものとする。	訓練テスト	・災害時のテストlogoチャットにて安否及び所在地の確認、並びに各地区の被害状況等の想定訓練を行った(8月31日)。	・規定やマニュアル等の検討を行う。
第19条 (議会事務局の体制強化)					
	1	議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。	組織体制	・努めている。	・理念を理解すべく、機会あるごとに、確認するようにする。
	2	議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するために必要な予算の確保に努めるものとする。	予算確保	・努めている。	・継続実施。
第20条 (他の条例との関係)					
	1	この条例は、議会及び議員の活動原則等議会の基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。	条例との整合性	・ハラスメント条例(案)を作成。	・議会運営委員会に諮り、パブリックコメントを実施予定。
	2	議会は、議員にこの条例の理念を理解させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、同条例に関する研修を行うものとする。	研修	・議会基本条例に特化した研修ではないが、議会改革を踏まえた勉強会・研修会等を通じ、基本条例の理念等を確認した。	・次回の研修等を検討。
	3	議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則や先例集等を遵守して議会を運営するものとする。	条例、規則、先例集等の順守	・行っている。	・継続実施。
第21条 (検証及び見直し手続)					
	1	議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかについて検証を行うものとする。	検証	・検証期間を毎年1月から12月と設定し、検証に取り組んでいる。	・議会改革特別委員会時検証を都度行っていく。
	2	議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則、先例集等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。	先例集		
政務活動費			令和6年度の政務活動費の公開。	令和7年度も公開予定。	
条例規則			ハラスメント条例の検討協議の実施。	令和8年 パブリックコメント実施予定。	
基本条例			令和7年12月 議会基本条例の検証を実施。	PDCAサイクルを実施できるよう検証シート一部変更。	
			災害対策規定	・必要に応じて対応している。	